

第4次鬼北町男女共同参画基本計画 (概要版)

「あらゆる場面で、性別や固定観念にとらわれず、誰もがお互いを尊重し、誰もが対等にさまざまな機会に参画できる社会」を目指して

●計画期間

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度（5年間）

●位置付け

- ①「男女共同参画基本法」の規定による計画
- ②「鬼北町男女共同参画推進条例」の規定による計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定による計画
- ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定による計画

●鬼北町男女共同参画推進条例における5つの理念

①男女の人権の尊重

男女の差別をなくし、誰もが一個人として能力が発揮できるように配慮する。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定来な役割分担意識などにとらわれず、誰もが様々な活動を行うことができるよう配慮する。

③政策等の立案及び決定への共同参画

様々な方針決定の場に、男女が共同し参画できる機会確保に配慮する。

④家庭生活とその他の活動の両立

男女が共に、家庭生活と仕事や地域活動等の様々な活動の両立ができるよう配慮する。

⑤国際的協調

国際的な取組を踏まえながら、男女共同参画社会形成を図る。



鬼北町の目指す男女共同参画（施策の方向）

鬼北町では、「あらゆる場面で、性別や固定観念にとらわれず、誰もがお互いを尊重し、誰もが対等にさまざまな機会に参画できる社会を目指して」をテーマに、4つの社会（基本目標）を目指し、施策を推進していきます。

I 誰もが性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会

性別による固定的な役割に縛られることなく、それぞれの多様な価値観や生き方、個性を認め合い、自らの意思により、生き方やライフスタイルを自由に選択できる社会を目指します。

【具体的な取組】

- 町民への男女共同参画に関する意識啓発
 - 性的多様性に関する講習会等の開催
 - 子供や若い世代に合った男女共同参画学習の充実
 - 世代間協力を深める学習・教育の推進
- 他

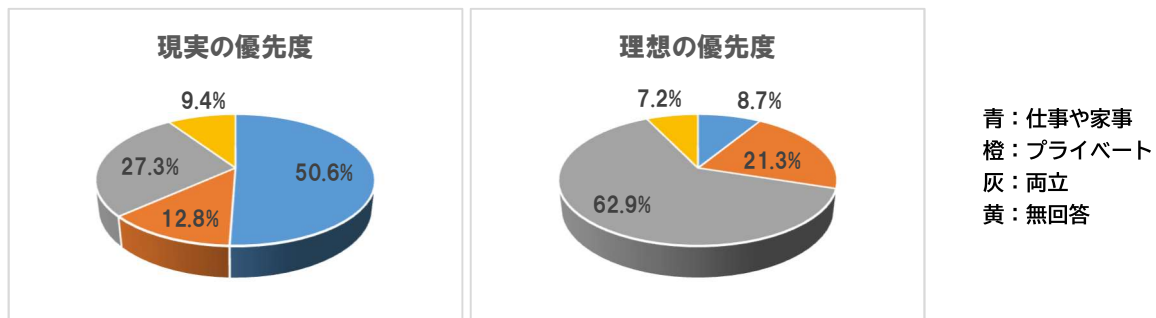
II 誰もが子育てや介護をしながら働き続けられる社会

仕事と家庭との両立を図るため、固定観念にとらわれず、誰もが家事、子育て、介護等に率先して協力し合える社会を目指します。

【具体的な取組】

- 家庭における意識の醸成
 - 民間企業への啓発運動の推進
 - 男性の子育て参加の促進
 - 介護サービスの周知及び充実
- 他

日常における「仕事や家事」「家庭生活（プライベート）」のバランスについて（住民意識調査）



Ⅲ 誰もがあらゆる場面で個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

あらゆる場面・環境において、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮して活躍できる機会を持つ社会を目指します。

【具体的な取組】

- 放課後児童クラブ管理運営事業の充実
- 実情に沿った保育制度整備
- 町審議会等への女性の参画促進
- 女性の職業能力開発支援の充実
- 防災対策における女性の登用 他

Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の全ての人が、性別にかかわらず地域でいきいきと就労や社会参加ができるよう、地域社会活動の活性化や機会創出を図るとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解が進んだ社会を目指します。

【具体的な取組】

- 高齢者等の健康管理、生きがいつくりの充実
- 障がい者の社会参加と自立支援
- 高齢者一人ひとりの防犯意識の向上、相談体制の整備
- 配偶者等からの暴力防止の啓発推進
- 性の多様性に関する理解増進 他

推進体制

○役場

男女共同参画推進のため、関係課が諸課題に対応できる連絡体制づくりに努めます。

○鬼北町男女共同参画審議会

鬼北町男女共同参画推進条例に基づき、町民の代表者、学識経験を有する者等で構成されており、本計画に基づく施策の進捗状況を確認・審議する。

○国・県・他市町との連携

国や県からの情報をはじめ、他市町の好事例等を参考に、本町の実情にあった施策展開のために連携を図ります。

○町民及び各種団体等との連携

様々な場面で男女共同参画の視点を取り入れるための取組を働きかけます。

数値目標

番号	内容	第3次 目標	H35(R5) 調査時	第4次 目標	備考
1	男女が平等と感じる人の割合	25.0%	18.3%	25.0%	県計画
2	固定的な性別役割意識を持っている人の割合	* 新規項目	23.5%	10.0%	
3	審議会等の女性割合	35.0%	26.0%	35.0%	県計画 町長期総合計画
4	自治会・PTA会長の女性登用	15.0%	7.1%	15.0%	町長期総合計画
5	防災士の女性割合	15.0%	17.5%	20.0%	県計画 町長期総合計画
6	認定農業者に占める女性の割合	* 再掲項目	11.3%	20.0%	県計画 町長期総合計画
7	鬼北町職員の女性管理職の割合	* 新規項目	22.5%	30.0%	県計画 町長期総合計画
8	女性消防隊員数	* 新規項目	17人	21人	
9	女性起業活動者数	年20件	年16件	年20件	町長期総合計画
10	町内におけるひめボス宣言事業者数	* 新規項目	1事業所	4事業所	

※第2次鬼北町長期総合計画策定時からの実情に合わせた数値目標としており、数値を一部修正しております。

発行／愛媛県鬼北町

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

電話 0895-45-1111 FAX 0895-45-1119

メール shinkou@town.kihoku.ehime.jp

発行日／令和6年3月 編集／鬼北町企画振興課

